

IFRSの任意適用と会計基準の選択に関する 基本的な考え方

石川 雅之

I はじめに

2015年4月15日、金融庁は、「IFRS適用レポート」を公表した。「IFRS適用レポート」は2014年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」において与えられた課題であった。「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」では、IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか等について、「実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、『IFRS適用レポート（仮称）』として公表するなどの対応を進める」としていた¹。

ほんの数年前には、IFRSの強制適用の是非や時期が問題とされていたが、最近では強制適用が話題とされることはほとんどなくなったように思える。金融庁がIFRSによる連結財務諸表作成の容認について方針を示したのは2009年6月であり、IFRSによる連結財務諸表の作成が認められることとなったのは2010年3月期からである。しかもIFRSによる連結財務諸表の作成が認められるのは一定の要件を満たす企業に限られていた。ただし、当時はいずれはIFRSが強制適用されるのではないかという見方が強く、金融庁も2012年を目途にIFRSの強制適用について判断するとの考えを表明していた²。そして、早ければ2015年または2016年に適用を開始するとしていた。

だが、民主党政権の2011年6月には当時の金融担当大臣が当面IFRSの強制適用はしないという考えを表明し、それ以降、時間の問題とみられていたIFRSの強制適用は、いつのまにか後退し、あくまで任意という空気が広まっていったように思われる。しかし、現政権は「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」で表明したように、IFRSの任意適用の拡大を重要な目標の一つに掲げており、政府として、IFRS導入を強く推進しているといつてよい状況である。

なお、2015年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015—未来への投資・生産性革命—」でもIFRSの任意適用の拡大方針が踏襲されており、「IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業等の実務を円滑化し、IFRSの任意適用企業の拡大促進に資するとの観点から、IFRS適用企業の実際の開示例や最近のIFRSの改訂も踏まえ、IFRSに基づく財務諸表等を作成するうえで参考となる様式の充実・改訂を行う」としている³。

このような状況の中で公表された「IFRS 適用レポート」であるが、それほど注目を集めていなければ、大きなインパクトもなかったようである。金融庁が「IFRS 適用レポート」を公表したことは新聞では唯一ロイターが扱っただけで、他紙ではまったくふれられはしなかった。とはいえ、このレポートは今後のIFRSの任意適用の動向、さらには会計基準のあり方に対する示唆を与えるものといえるであろう。

さらに、こうした流れの中で、東京証券取引所は「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の分析結果を発表している。それによれば2015年8月末までに、IFRSを適用済みまたは適用を予定している企業は100社を越え、検討を進めている企業も含めれば300社近くになるようである。このことをもってIFRS適用の拡大傾向と捉えたとすれば、いささか拙速であるといわれかねないが、IFRSに対する企業側の意識は変化しているということはいえるのではないだろうか。

IFRSによる連結財務諸表の作成が一部の企業に認められるようになったのは、2009年12月の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正によってであった。そして、翌2010年3月期にはIFRS適用第一号である日本電波工業がIFRSによる連結財務諸表を開示した。2011年3月期にはHOYAと住友商事がIFRSによる連結財務諸表を開示し、2014年3月期までにIFRS適用企業は27社となった。そして、2015年3月期の時点ではIFRS適用企業は60社に拡大している。したがって、IFRS適用企業が急拡大していることはまちがいない⁴。

それでは、IFRS適用企業はさらに拡大し、大半の企業がIFRS適用企業となるのであろうか。この点を考えるうえで、2015年3月期決算より開示されるようになった「会計基準の選択に関する基本的な考え方」は興味深い結果をもたらすのではないかという期待をもたらした。というのも、IFRSの今後を考えるうえでは、財務諸表作成者の意識を知ることが重要だからである。そこで、以下では「IFRS適用レポート」と「会計基準の選択に関する基本的な考え方」に注目し、IFRSに対する企業側の意識に変化があるのかを検討することとする。

II IFRS 適用レポート

「IFRS適用レポート」の究極の目的は、IFRSの任意適用の積上げを図ることにある。だが、IFRSの任意適用の積上げを図ろうとしても、任意適用である以上、そう簡単に適用企業を増やせるわけではないことは論を俟たない。そもそも、IFRSの任意適用の積上げを図りたいのは誰なのかという問題もある。政府自体が戦略の一つとしてIFRSの適用拡大を謳っている以上、政府が考えているともいえるが、IFRSの任意適用の積上げを図ることは政治課題というほどのものではないであろう。では、金融行政を引受ける金融庁はどうであろうか。もともと、IFRSの任意適用の積上げを図ろうとするのは、IFRSが顕著に使用されていないとIFRS財団のモニタリング・ボードのメンバーの地位を失いかねないからである。もちろん、IFRS財団のモニタリング・ボードのメンバーの地位を失いたくないのは、金融庁だけでなく、政府も日

本の会計界もそうかもしれない⁵。

とはいえ、現実問題としてモニタリング・ボードのメンバーの地位を最も意識しているのは金融庁ではないだろうか。実際、金融庁は、2013年10月にIFRSを適用できる条件を緩和している。IFRSによる連結財務諸表の提出が認められるようになった当初は、IFRSの使用はあくまで容認だったのであり、認められるためには外国の法令あるいは市場規則に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示しており、かつ資本金20億円以上の連結子会社を外国に有していることが条件であった。

客観的にみて、IFRSの使用はかなり高いハードルを越えなければならなかったといえる。それほど高いハードルを設けていたにもかかわらず、2013年10月の連結財務諸表等規則の改正により、ほぼ条件を撤廃したに等しくなった。とはいえ、それだけでIFRSの使用が拡大するはずはなく、少しでも多くの企業にIFRSの適用を検討してもらうためにできることとして、IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、政府は金融庁に対して、これらの情報を提供することを命じたわけである。

この閣議決定に基づき、金融庁がとりまとめたものが、「IFRS適用レポート」である。「IFRS適用レポート」は2015年2月28日までにIFRSを任意適用した企業40社と、IFRSの任意適用を予定している旨を公表していた企業29社の計69社（国内非上場企業2社を含む）を対象として実施したアンケート調査の結果をとりまとめたものであり、65社から回答が寄せられている。「IFRS適用レポート」は本編16ページと資料編61ページからなっている。

「IFRS適用レポート」は最初にIFRS任意適用企業の現状についてふれており、適用予定企業を含めてIFRSの任意適用企業は、着実に増加しているとしている。IFRSを任意適用している企業の年末における企業数は、2010年は3社、2011年は4社、2012年は10社（非上場1社を含む。）、2013年は25社（非上場2社を含む。）、2014年は54社となっているので、線形として捉えれば、急加速していることはまちがいない。ただし、件数としてはまだまだごく一部の企業といわざるをえない。

「IFRS適用レポート」の核心は、IFRSの任意適用からどのようなメリットが得られたかということにあるが、「IFRS適用レポート」では、まず任意適用を決定した理由または移行前に想定していた主なメリットについて質問している。質問は自由記述ではなく、①経営管理への寄与、②比較可能性の向上、③海外投資家への説明の容易さ、④業績の適切な反映、⑤資金調達の円滑化、⑥その他の項目について順位付けさせるとともに、その理由を自由に記述するという形で行っている。

これについては、半数近くの29社が経営管理への寄与を第1位にあげている。理由としては海外子会社の存在が多くあげられている。つまり、IFRSの導入により、財務会計の対応だけに限らず経営管理の「モノサシ」を統一し、そのことにより経営管理の高度化を図ることが意図されていたようである。

この点からいえば、海外の子会社と共通して用いることのできる会計基準であれば、IFRSでなくてもよかったことになる。ただ、海外の子会社と共通して用いることのできる会計基準は唯一IFRSしかない。

「IFRS適用レポート」では、IFRSの任意適用によって実際に得られたメリットについても、順位付け方式で質問している。実際のメリットについて回答していない企業があったため、1位の解答数が65社から60社に減っているのだが、経営管理への寄与を第1位にあげている企業は27社であった。このことから、経営管理という点からはIFRSへの移行によってメリットを享受しているといえるであろう。

具体的には、単に海外子会社の会計基準を統一できるというだけにとどまらず、IFRSを用いることによりグローバルベースの統一した業績の測定・管理、財務の透明性の高度化等が実現できるという点がメリットとしてあげられる。つまり、IFRSを適用したことにより「モノサシ」が一つになり、子会社の業績をより正確に把握できるほか、業績面での子会社との認識の相違も避けられる。また、子会社を多数有する任意適用企業の場合、円滑にIFRSを適用するために、子会社を含めたグループの会計方針の整備、徹底を行い、統一的なグループ会計方針書を作成することが考えられるが、そのことにより、本社と国内外のグループ会社がグループ会計方針書を会計面での共通言語として使用することにより、業務効率の改善に一定の成果が期待される。このようにして、グループ会社がIFRSという一つの言語で連結決算を行えるようになり、また、財務報告用の数値と社内管理用の数値を整合させることができるという大きなメリットを享受している。

その他のメリットとしては、比較可能性の向上が2位となっている。比較可能性の向上は、海外投資家への説明の容易さや業績の適切な反映、資金調達の円滑化と同じ線上にあるともいえるであろう。グローバル基準のそもそもの必要性はこの点にあったのであるから、当然といえば当然である。

このほかに、メリットの一つとしてIFRSが原則主義であることから、企業の方針や主張が重視されるため、監査法人と協議する際に、会計処理の背景や根拠について以前よりも入念に社内を確認するようになったことをあげているものがあつた。

一方、IFRSへの移行に伴うデメリットであるが、この質問項目では、IFRSへの移行に伴うデメリットの有無について質問を実施し、そのうち39社がデメリットがあつたと回答している。デメリットがなかったと回答した企業が7社だったということであるから、19社は回答していないことになる。これはデメリットがなかったと判断すべきであろう。

デメリットとしてあげられているものは、実務負担の増加とコストの増加が大半である。IFRSに移行するにさいしては、必ず移行コストが発生するはずであるが、具体的には、IFRSへの移行に関する外部アドバイザー費用、追加的な監査報酬、システム対応に関するコストが主要なものようである。それよりも、IFRS適用後における定常状態に移行した後のランニング・コストのほうが企業にとっては気になるところであろう。

そのほかのデメリットとしては、業績の表示と適用の困難さがあげられている。具体的なもの

のとしては、日本基準では特別損益として表示される項目が IFRS では営業利益に含まれる、IFRS では非継続事業について独立の区分で表示される、企業結合により発生したのれんが償却されない、非上場株式についても公正価値で測定される、などが指摘されているが、これらはデメリットというよりは、納得していない部分というべきではないだろうか。

「IFRS 適用レポート」では、IFRS 移行時の課題をどう乗り越えたかについても焦点を当てている。その中で、IFRS 移行時の主な課題として 1 位に順位付けされたものは、特定の会計基準への対応であった。だが、基準を変えたのであるから、会計処理が変わるのは当然である。コメントでも、どの項目についてはどのような考え方からどのような方法に改めたかが述べられているにすぎず、IFRS 移行時の課題をどう乗り越えたかという内容ではない。むしろ、企業側としてはどのような考え方からどのような会計方法を選択するのか再考するよい機会になったようにも思える。なお、特定の会計基準への対応としてあげられた会計項目は、有形固定資産の減価償却方法の選択、耐用年数の見積り、収益認識、社内開発費の資産化、資産の減損、金融商品の公正価値測定といった項目であった。

実質的に課題といえるのは、「人材の育成及び確保」に関してのようである。人材の育成及び確保に関しては、IFRS に精通した人材の確保という質的な課題と IFRS 適用に必要な業務量に応じた人員の不足という量的な課題があげられており、各企業は状況に応じて、社内研修会の実施、グループ会社への説明会の実施、決算業務における OJT、外部セミナーへの参加、IFRS を適用している海外子会社からの人員受入、IFRS 導入経験者等の採用などの対応策が採られたことが記されている。

「IFRS 適用レポート」は、IFRS の任意適用を成功させた企業からの回答をまとめたものであることから、IFRS の任意適用に否定的な意見が見られないのは当然といえは当然である。したがって、このレポートだけから判断して IFRS の任意適用を推奨することはできない。また、このレポートからは、各企業とも、できるだけ適切に企業状況を把握したいという思いから、そのためのツールとして IFRS の適用を選択したという考え方をもっているように思われる。

Ⅲ 会計基準の選択の基本的考え方

2015 年 3 月期の決算短信から、上場企業は「会計基準の選択の基本的考え方」を開示することとなった。きっかけは、2014 年 6 月 24 日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—」での「IFRS（国際会計基準）の任意適用企業の拡大促進」についての提言である。これを踏まえ、東京証券取引所は、2014 年 11 月に決算短信の作成要領を改正し、2015 年 3 月 31 日以後に終了する通期決算に係る決算短信から、上場企業に対して「会計基準の選択に関する基本的な考え方」を開示することを要請した⁶。

「会計基準の選択に関する基本的な考え方」という表現になってはいるが、その実質は IFRS の採用方針を問いかけたものである。IFRS の採用を検討しているという企業が増えれば、「わ

が社も」と考えるところが増えるであろうということだと思われる。IFRS 推進を図る金融庁に東京証券取引所（日本取引所グループ）も歩調を合わせたものといえよう。

東京証券取引所は、決算短信で開示された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」を集計し、2015年9月に、「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析」（以下「東証報告」）⁷として公表した。「東証報告」は、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」を決算短信に記載した東証上場会社2,360社を対象とした集計結果である。ちなみに、2015年3月末時点で東京証券取引所に上場している会社は3,479社であり、そのうちの約68%が対象となったということである。

「東証報告」によれば、2015年8月31日時点で、IFRSをすでに適用済みの会社が60社、IFRS適用を決定している会社が17社、IFRS適用を予定している会社が21社、IFRS適用に関する検討を実施している会社が194社であった。適用済会社、適用決定会社、適用の準備をしている会社は112社にすぎないが、時価総額では147兆円で、東証上場会社3,471社の時価総額607兆円の24%に相当する。調査対象となった2,360社の時価総額525兆円を分母として考えると28%である。IFRS適用に関する検討を実施している会社を含めた194社全社の時価総額は253兆円となり、割合は東証上場会社3,471社の時価総額607兆円の41%に達することになる。

「東証報告」では、業種別のIFRS適用状況がまとめられており、分類された33業種のうち11業種ではIFRSの任意適用企業は存在していない。あとの22業種のうち任意適用割合が突出して高いのは医薬品で、64社中10社が任意適用しており、2社が任意適用を予定している。割合でいえば、任意適用予定会社も含め、64社中12社が適用ということになり、19%弱ということになる。ただし、時価総額で見ると、任意適用予定会社も含め、業種中の69%が任意適用していることになる。情報・通信業は予定3社を含めて12社で、医薬品と同数ではあるが、業種全体は361社もあるので、会社数では圧倒的に少ない。しかし、ソフトバンク、KDDI、NTT、NTTドコモなど規模の大きな会社が適用会社または適用予定会社となっているため、時価総額では、72%と医薬品を上回っている。

「東証報告」によれば、時価総額で考える限り、現段階でもIFRSに対する需要は広がりつつあるということになるが、東証上場会社3,471社のうち2,068社は少なくとも当面はIFRSの適用を考えていないということにもなる。

また、「東証報告」では、「IFRS適用に関する検討を実施している会社」の検討状況についてまとめており、それによると、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」で、IFRS適用に関する検討を実施していると記載していた会社は194社あり、そのうち、具体的な検討事項を記載した会社は143社であった。具体的な検討事項として最も多くあげられていたものは、「マニュアル・指針の整備」で59社であった。「マニュアル・指針の整備」を行っているとするれば、IFRS適用に向かって準備をしていると考えることができそうである。社内体制の整備（10社）や決算期の統一（2社）も同じように考えてよいかもしれない。

「マニュアル・指針の整備」の次は、影響度調査・分析が42社、会計基準の差異分析が37社、

会計基準の知識取得が31社と続くが、これらはあまり具体的とはいえず、本当にIFRSを適用するつもりで検討しているというよりは、IFRSを適用してもよいかどうかの判断をするための検討中というべきかもしれない。そう捉えると、IFRS適用に関する検討を実施していると記載していた194社のうち、IFRS適用に前向きに取り組んでいる会社は半分程度なのかもしれない。

IV 「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の記載

では、実際の「会計基準の選択に関する基本的な考え方」について企業はどのように記載しているのだろうか。IFRSの適用を当面考えていない企業の場合、日本基準を採用していることを示すだけでなく、その理由として期間比較可能性と企業間の比較可能性をあげる例が多いようである。そのうえで、IFRSについては国内外の諸情勢を考慮の上、適切に対応していく方針であることを述べるのが典型的である。IFRSの採用については、他社の採用動向等を踏まえて検討をすすめていく方針であるという趣旨のものも少なくない。多くの企業が「国内外の諸情勢を考慮する」「適切に対応する」といっているが、要するに、他企業の大多数がIFRSを採用するのであれば、日本基準に固執するつもりはないということと考えられる。

当面の間は日本基準を採用すると述べている企業の最も簡潔なものは次のような記載である。「当社グループの連結財務諸表は日本基準で作成しており、国際財務報告基準（IFRS）の採用については、他社の採用動向等を踏まえて検討をすすめていく方針であります。」

これは、現在日本基準を採用しているという事実を簡潔に伝えるとともに、場合によってはIFRSに変更することもありうるという可能性を示したものであるが、なぜ日本基準なのか、なぜ今の段階ではIFRSに変更しないのかについては不明である。

当面の間は日本基準を採用すると述べている企業の標準的なものは次のような記載である。「当社グループは、連結財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性を考慮し、当面は、日本基準で連結財務諸表を作成する方針であります。なお、国際財務報告基準（IFRS）の適用につきましては、国内外の諸情勢を考慮のうえ、適切に対応していく方針であります。」

多くの企業が、連結財務諸表の期間比較可能性と企業間の比較可能性に言及しているが、IFRSに限らず、他の基準に変更すれば、その時点で少なくとも期間比較可能性が損われることになるのはまちがいない。したがって、日本基準の継続適用の理由として期間比較可能性をあげるのであれば、今後も他の基準に変更することはあってはならないということになるであろう。

だが、企業間の比較可能性ということになると、他のほとんどの企業がIFRSを採用するようになった場合には、日本基準を採用することが、企業間の比較可能性を阻害することになるので、日本基準の採用をやめる理由となりうる。日本基準による期間比較可能性と大多数の他企業が採用する基準に変更することによる比較可能性のメリット・デメリットを考慮した結果、日本基準の継続をやめるほうがよいという判断がなされる余地がある。したがって、期間比較

可能性と同時に企業間の比較可能性をあげておくことは、なにがなんでも日本基準というわけではないことの表れであると考えられるであろう。

では、IFRSの任意適用率の点で業種間に差異があるのはどのように理解すべきであろうか。最も任意適用率の高いのは64社中12社がIFRSの任意適用を決めている医薬品業界である。日本基準では試験研究・開発費関連の支出は期間費用とするが、IFRSでは一定の要件を満たす開発費について資産計上を求めており、そのことが医薬品会社にとって有利に働くということが巷間に云われているようであるが、IFRSを適用している医薬品会社に、IFRSの会計処理について言及しているものはない。IFRSの主な適用理由としてあげられているものは、国際的な財務情報の比較可能性の向上、資金調達の実施の拡大、グループ内での会計処理の統一であり、医薬品業界に特有なわけではない。一方、医薬品業界でも当面IFRSを適用するつもりのない会社も多数あり、いくつかの会社は、海外に連結子会社をもっていないことや事業活動は国内取引が中心であることから、日本基準を適用するとしている。IFRSの任意適用率が医薬品業界で高いのは事実ではあるが、医薬品業界の中でもIFRSを任意適用している企業は海外の連結子会社が多いということはいえる。

会計基準の選択に関する基本的な考え方の記載で興味をもたれるのは、これまでに米国基準を適用していた企業のうち、IFRSに変更する企業がどのような考え方をしているのか、また米国基準を継続する企業はどのような考え方によって、米国基準を継続するのか、そしてまた、IFRSへの変更をどのように捉えているのか、ということではないだろうか。

数年前には、米国基準で連結財務諸表を作成している企業は33社あった。もともと、米国基準によって作成した連結財務諸表の提出が認められていたのは、日本に連結財務諸表制度が導入された1977年時点で、すでに米国基準によって連結財務諸表を作成していた25社であった。1977年以後に米国に上場した企業は日本基準と米国基準による2種類の連結財務諸表を作成していた。だが、連結財務諸表等規則が改正され2003年3月期より、米国市場に登録している企業に対して米国基準による連結財務諸表のみの提出が容認されることとなった。そして、一時は米国基準による連結財務諸表を提出する会社は37社に達した。2015年3月時点では、米国基準による連結財務諸表を提出している会社は27社に減少し、しかも数社がIFRSに変更することを表明している。

米国基準による連結財務諸表の容認はごく一部の上場企業に認められたある種の特権であったはずであるが、その特権を捨てて、IFRSに変更するのはどのような理由によるのか興味深いところである。また、米国での上場を廃止したにもかかわらず、未だに米国基準による連結財務諸表を作成している会社が存在することも興味をひかれる点である。ただし、会計基準の選択に関する基本的な考え方ではそのことを窺い知るところまでの記載はなされていない。

とはいえ、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」がまったくのムダに終わったのかといえばそうではない。米国基準からIFRSへの変更を決めた企業の「会計基準の選択に関する基本的な考え方」からキーワードないしキーセンテンスを拾うなら、「経営管理」「ガバナンス」「経営のツール」「グローバルスタンダード」あるいは「グループ会社の財務情報の均質化およ

び財務報告の効率向上を目指す」「グループ内の会計基準を統一することがグループ経営管理の精度向上に寄与する」といったものがみられるが、傾向としてグループ経営管理に関するものが多くあげられているように思われる。つまり、IFRSという世界共通の会計基準を用いることによって、経営管理やガバナンスの向上を期待するという、企業内部目的が第一のようである。

もちろん、投資家にとっての財務諸表の利便性の向上という外部目的もあげられていないわけではない。IFRSを会計基準のグローバルスタンダードとして位置付け、そのためIFRSに変更するという、暗に世界的な基準が米国基準からIFRSに変わったということを主張しているかのように受け取れるものもある。とはいえ、米国基準からIFRSへの変更がなぜ投資家にとってプラスになるのかについて強い主張がみられるようには思われぬ。資本市場における財務情報の国際的比較可能性の向上というものが理由らしい理由として指摘できるものである。

ただし、早期に米国基準を捨て、IFRSの任意適用に踏み切った企業にはIFRSを選ぶ別の理由があったことも指摘できる。IFRSの任意適用が容認された当初は、一定基準を満たす企業にIFRSの任意適用を認める代わりに、国内での米国基準による開示は2016年3月期までとし、それ以降は米国基準による連結財務諸表の開示は認めないということが決定済みであった。したがって、米国基準採用企業にとっては、日本基準を選ぶのかIFRSに変更するのかという選択肢しかなかったのであり、2009年12月の時点で、実質的にいくつかの日本企業は将来的にIFRSを適用せざるをえない状況となっていたといえる。

一方、このような状況になっても米国基準を使い続けている企業は、米国会計基準が、世界中のステークホルダーから信頼される国際的な会計基準であることや、米国会計基準が、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性を高めるものであるとして、これからも米国会計基準の適用を継続する方針であることを述べている。ただし、米国会計基準の適用を継続する企業の多くも、IFRSの適用については、国内外の採用動向を踏まえて検討するとしているところが少なくない。つまり、なにがなんでも米国基準と考えている企業は皆無とはいわないまでも、多くないといえそうである。

V 決算短信の記載と開示資料にみるIFRS適用の理由

先にも述べたが、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」はIFRSの適用をどのように考えているかについての説明であり、したがって、すでにIFRSを適用している企業にとっては、なぜIFRSを適用しているのかについての説明となる。とはいえ、IFRS適用企業の中には、IFRSを採用していることだけをごく簡潔に伝えているにすぎない企業もある。なぜ、IFRSを採用するのかについて知るのであれば、東京証券取引所に開示資料として各社が提出した「国際会計基準（IFRS）の適用に関するお知らせ」のほうが有用な場合もある。そこで、以下いくつかの会社について決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」と国際

会計基準（IFRS）の適用に関する開示資料の双方をみてみたい。

IFRS 任意適用第一号である日本電波工業の「会計基準の選択に関する基本的な考え方」には次のように記載されている。「当社グループは、連結財務諸表の国際的な比較可能性並びに財務報告の品質と経営効率の向上を図るため、平成 22 年 3 月期より会計基準のグローバルスタンダードである国際会計基準（IFRS）を適用しております。」IFRS を適用しているという事実を伝えている程度ではあるが、「国際的な比較可能性」と「財務報告の品質」、「経営効率」というワードが使われている。ただし、「財務報告の品質」については、日本基準よりも IFRS のほうが財務報告の品質がよいということが前提になるであろう。

一方、2010 年に IFRS の任意適用を決定した際には次のように説明していた。「連結財務諸表規則等の改正により我が国において IFRS に基づく連結財務諸表の作成が可能となりました。当社は国際的な財務・事業活動を行い IFRS の任意適用の対象会社として必要な条件を満たしておりますので、平成 22 年 3 月期より IFRS に基づいた連結財務諸表を作成いたします。IFRS に基づいた連結財務諸表を作成することで、連結財務諸表の国際的な比較可能性が一層向上し、当社グループにおきましても財務報告の品質と経営効率の一層の向上を図ることができます。」

前半部分は連結財務諸表規則等の改正により IFRS の任意適用可能となったことの説明であり、後半部分は決算短信と同じである。ここでも、米国基準から IFRS に変更することにより国際的な比較可能性が一層向上するとしているが、その根拠は示されていない。文面通りに解釈すれば、最も優れた財務報告が可能となるのは IFRS であり、IFRS での開示が認められなかったのが、次善の策として日本基準よりは優れている米国基準を採用していたが、晴れて IFRS を用いることができるようになった、ということになる。説明とし成り立つためには各基準間の優劣が前提とならざるをえない。ただし現実的には、もともと日本電波工業は 2002 年から英文のアンニュアルレポートを IFRS で公開していたため、IFRS に移行することによって日本基準と IFRS のダブルスタンダードを解消できるというメリットがあった。

同様なことは、IFRS 任意適用第二号・三号となる HOYA と住友商事、第四号・五号となる日本板硝子、日本たばこ産業にもあてはまる。というのも、2013 年 10 月の連結財務諸表規則改正以前は、IFRS の任意適用が許されるためには、少なくとも関係会社が IFRS による連結財務諸表を作成していることが条件であり、したがって、早期に IFRS の任意適用を決めた企業は、IFRS に移行することによって日本基準と IFRS のダブルスタンダードを解消するという目的があったといえる。つまり、日本基準だけでは海外での上場は果たせないが、IFRS の場合は海外の上場だけでなく国内の書類としても認められるのである。そうであれば、ダブルスタンダードを選ぶよりも IFRS に一本化するほうが自然である。実際、HOYA は国際会計基準（IFRS）の適用に関する開示資料で、「2つの会計基準による数値の開示に替え、指定国際会計基準による連結財務諸表数値への開示の一本化を図る」と説明している。

そこで、注目したいのは IFRS の任意適用要件が大幅に緩和されることとなった 2013 年 10 月以降に IFRS の任意適用を決定した企業である⁸。IFRS 任意適用要件の大幅緩和後、最初に

IFRSの任意適用を開始した企業は2014年3月期からIFRSの任意適用を開始した、武田薬品工業、アステラス製薬、小野薬品工業、そーせいグループ、第一三共、リコー、伊藤忠商事、三井物産、三菱商事、伊藤忠エネクスの10社である。ただし、このうち武田薬品工業、アステラス製薬、小野薬品工業は2013年5月の時点でIFRSの任意適用を決定していたので、IFRS任意適用要件の大幅緩和を受けて任意適用を開始した企業には含まれない。

商社大手の三井物産、三菱商事、伊藤忠商事、がこの期からIFRSを任意適用しているが、いずれも米国基準からの変更である。ただし、開示資料では、伊藤忠と三菱はIFRSを任意適用することを告げただけである。決算短信でも三菱商事の記述は「当社は、前連結会計年度末より国際会計基準（IFRS）を適用しています」と事実を伝えているにすぎない。伊藤忠に至っては、記載がない。三井物産は、「財務情報の国際的な比較可能性の向上、並びに当社グループの財務報告基盤の強化・効率化を図る」という説明を加えているが、なぜ米国基準という特権を捨ててIFRSを任意適用するのかについての説明はない⁹。

そーせいグループは、決算短信では、「当社グループは、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性の向上を目的に、平成26年（2014年）3月期より、国際会計基準を適用しております」と述べ、国際的な比較可能性をあげている。IFRS任意適用の開示書類では、「当社グループは、日本に軸足を置いた国際的なバイオ企業を目指し、グローバルな研究開発活動やライセンス活動などの事業展開を推進しております。このような状況で、IFRSに基づく財務情報の開示により国際的な比較可能性を向上させ、ステークホルダーの皆様の利便性を図ることを目的とし、IFRSを任意適用することといたしました」と述べており、国際的企業を目指すうえでIFRS適用が望ましいと考えていることがうかがえるが、なぜ日本基準のままではいけないのかを知ることはできない。

第一三共は、決算短信では、「当社グループは、積極的なグローバル事業の展開による企業価値の向上に資するために、基準とすべき会計及び財務報告のあり方を検討した結果、資本市場における財務情報の国際的な比較、グループ内での会計処理の統一、グローバル市場における資金調達手段の多様化等を目的として、2014年3月期より国際会計基準（IFRS）を適用しております」と記載している。IFRS任意適用の開示書類もほぼ同様である。「国際的な比較」「グループ内での会計処理の統一」「資金調達手段の多様化」という明確な目的がうかがえる。

リコーは、決算短信で、「当社グループは、会計基準の世界標準である国際会計基準（IFRS）を導入し、グループ内の会計基準を統一することがグループ経営管理の精度向上に寄与するものと判断し、2014年3月期期末決算からIFRSを任意適用しております」と説明している。IFRS任意適用の開示書類もほぼ同様である。「グループ内の会計基準を統一」、「グループ経営管理の精度向上」という内部目的があげられている。

このほか、IFRS任意適用の開示書類からは、「グループ会社の会計基準統一によるスピード経営の加速」（デンソー）、「グループ内の会計処理の統一による経営管理の品質向上」（セブテニ・ホールディングス）、「グループ内の財務情報の均質化ならびに財務報告の効率向上」（ショーワ）など、海外の子会社等でも同一の会計基準を用いることによって経営管理上プラスになる

ことを謳っているものが多くみられる。投資家向けの資料であるから、表向き、財務情報の国際的な比較に関するものが多くても不思議ではないのに、経営管理の視点を前に出しているということは、それだけ効果が期待されているからと解してよいのではないだろうか。

VI おわりに

金融庁がIFRSの強制適用を避けつつも¹⁰、その一方でIFRSの任意適用の拡大を推進しているのは、IFRS財団のモニタリング・ボードのボードメンバーの改選問題が間近に迫っているからにほかならない。日本がボードメンバーであり続けるためには、日本においてIFRSが顕著に適用されていることが必要であるが、日本の市場において、IFRSが顕著に使用されているという実態もなければ、近いうちにIFRSが顕著に使用されているようになるということも期待できない。そうであるならば、日本はIFRS財団のモニタリング・ボードのボードメンバーの座を追われることになる。だが、IFRS財団が日本をボードメンバーからはずす、いや、はずせるかという疑問である。

現在、モニタリング・ボードの議長を務めているのは日本の金融庁関係者であり、会計基準委員会はIASBにIFRSについての提言をする会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)のメンバーシップであり、さらに、IFRS諮問会議(IFRS Advisory Council)の副議長も日本証券アナリスト協会の代表が努めている。IFRS財団は、2015年6月24日、今後3年間における会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)のメンバーシップを公表し、日本から企業会計基準委員会(ASBJ)が再選された。このことはある程度予測のついたことではあるが、再選されたことで胸をなでおろした関係者も少なくはないであろう。13のメンバーのうち11が再選されている。変更となったのはヨーロッパ地域選出のメンバーで、スペインと英国が抜け、フランスとイタリアに変わることであった。ヨーロッパはローテーションと考えてもよいのかもしれないが、ドイツは再選されている。

もちろん、気になるのはASAFのメンバーシップではなく、IFRS財団モニタリング・ボードの椅子である。IFRS財団モニタリング・ボードは、2015年2月3日、金融庁金融国際審議官の河野正道氏を議長として再任しているが、この点から考えると、モニタリング・ボードの椅子を次回失うとは考えにくいところではある。とはいえ、現時点では、モニタリング・ボードのメンバーであるための条件である「国内でIFRSが顕著に使用されていること」を満たしているとはいえない状況である¹¹。つまり、現時点では、日本はIFRSの制定に対して非常に強い影響力をもっているのだが、それはIFRS財団が日本を重視しているからにほかならない。IFRSが米国を無視しえないのと同様に、市場の影響力から、日米をはずすわけにはいかない¹²。

日米をはずさないのであれば、それなりの理由が必要となる。そこで、IFRSの任意適用企業が比較的大規模な企業であることから、時価総額で何%の企業が使用していることをもって顕著な使用と主張するとともに、今後IFRSの任意適用企業がさらに拡大しそうであると主張することによって、改選問題をクリアすることが最も現実的であるかもしれない。

ただし、この数年でIFRSの任意適用企業が爆発的に増加することは無理だとしても、一定程度にIFRSの任意適用が広がる可能性がないわけではない。IFRSを任意適用する企業が一定程度に広がれば、IFRSが「主要企業の標準」であると主張することも可能であるかもしれない¹³。また、IASBも日本においてIFRSの任意適用が急拡大していることを事実として認識しているはずである¹⁴。

IFRSの任意適用が拡大している背景には、IFRSに対する考え方の変化があるであろう。先にみたように、国内取引を中心とする事業活動を行っている企業の多くは日本基準を適用し続けたい意向であるようだが、「IFRS絶対反対」のようなIFRS拒絶感があまりみられなくなったように感じられる。日本基準採用企業の多くがIFRSの適用に関しては「国内外の諸情勢を考慮の上、適切に対応していく」と述べているのは、IFRSに対する抵抗感が薄らいできたことの表れではないだろうか。いうなれば、IFRS賛成論・反対論の時期はすでに過ぎ、企業経営の観点から、どの基準を選択し、どのように使うのかという点に焦点は移行している。特に、海外に連結子会社を有する企業は、IFRSという同じモノサシを使うことの経営管理上のメリットが、会計基準を変更することによるデメリットよりも大きいと考えるようになってきているのではないだろうか。

そうであるならば、今日の日本企業にとって重要なことはIFRSの賛否よりも会計基準選択ということになるであろう。いわば会計基準選択の時代である。だが、その一方で、IFRS国内化の議論が忘れ去られてしまっただけではない。IFRSの国内化を真剣に考えなければならない時期にきているはずである。

注

- 1 『『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—』78ページ。『『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—』の記述は多岐にわたっていたが、IFRSの任意適用企業の拡大促進は、5-2金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等の(3)新たに講ずべき具体的施策のi)金融・資本市場の活性化の4つ目にあげられていた。
- 2 金融庁企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（2009年6月16日）。
- 3 『『日本再興戦略』改訂2015—未来への投資・生産性革命—』129ページ。
- 4 企業会計基準委員会は、2015年6月30日に「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」を公表した。それに伴い金融庁は、2015年9月4日、修正国際基準の適用に関する事項などを定めた「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公表し、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができるようになった。すでに別稿（石川雅之「修正国際会計基準設定の意義」『愛知淑徳大学論集—ビジネス学部編—』11号、2015年）でもふれたように、修正国際基準は、企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を踏まえ、国際会計基準のエンドースメントの仕組みを設ける取り組みの一環として公表されたものであるが、その目的はIFRS財団のモニタリング・ボードのメンバーの地位を失わな

いために、国内におけるIFRS適用会社を増やすためである。もっとも、修正国際基準を適用する企業がどれだけ増えるのか定かではないし、仮に修正国際基準を多くの企業が適用したとしても、それをもってIFRSが顕著に使用されていると認められるのかも定かではない。筆者の個人的見解としては、修正国際基準を適用する企業はそれほど多くはないであろうし、そもそも修正国際基準はIFRSではない。

- 5 IFRS採用企業を増やしたいのであれば、IFRSの国内化を議論するのが筋であるはずだが、IFRSを国内化したいわけではなく、日本基準を維持したいというのが日本の立場であろう。増やしたいのはあくまでIFRSの任意適用企業であって、IFRSに移行したいわけではないのであるから、矛盾をはらんだ政策ではないだろうか。
- 6 東京証券取引所は2014年10月に改定した「決算短信の作成要領」で会計基準の選択に関する基本的な考え方の記載を求めることにしたが、その一例としてIFRSの適用を検討しているかどうかなどを例示していた。なお、2015年3月以前に決算を迎えた企業でも、すでに決算短信に「会計基準の選択に関する基本的な考え方」を記載している企業もある。
- 7 東京証券取引所は、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容について分析を行ったとしているが、公表されたものは「集計」であって、特にコメントがつけられているわけではない。
- 8 2013年6月に、企業会計審議会が「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」で、IFRSの任意適用要件を緩和することを表明し、8月26日に金融庁が改正案を提示、10月28日に連結財務諸表規則が改正されている。
- 9 日本経済新聞社によるIFRS関連のウェブサイトで、三菱商事の代表取締役副社長は、総合商社としてIFRS導入は必然であるという発言をしている。ただし、先にもふれたように、当時は国内での米国基準による開示は16年3月期までに限定されていたのであり、そのような状況のもとでは日本基準を選ぶのかIFRSに変更するのかという選択肢しかなかったともいえる。もちろん、IFRSに変更するとメリットもある。総合商社はIFRSで財務諸表を作成している海外関係会社を多く有していたため、米国会計基準で連結財務諸表を作成する際には、それらをすべて米国会計基準に組み替えるという膨大な作業を行っていたが、それらが不要になるのである。
- 10 2015年8月に企業会計基準委員会は、IFRS解釈指針委員会の議論を適時にフォローするための専門委員会として、「IFRS適用課題対応専門委員会」を設置することとした。専門委員会ではIFRS解釈指針委員会の議論のフォローのほか、場合によっては日本独自のガイダンスや教育文書を公表するかどうかの検討も行うとされている。IFRS適用が任意であるに於いては、手厚い支援といえるであろう。
- 11 なお、IFRS財団の評議員会は、2015年2月23日に、IFRS諮問会議（IFRS Advisory Council）の副議長に日本証券アナリスト協会の代表であるみずほ証券株式会社の経営調査部上級研究員の熊谷五郎氏を任命している。現時点では、IFRS財団は日本をかなり重視しているといってよい。
- 12 近時の米国ではIFRS採用に向けた機運はみられないように思われる。最近では、米国企業へのIFRSの容認という話題すら聞こえてこない。2015年6月に、ノーウォーク（米国）で行われたASBJとFASBの定期会合では、Russell G. Golden FASB議長は「それぞれの法域にける最高品質の会計基準を開発する」（developing the highest-quality standards for our respective jurisdictions）という表現をしており、今までの高品質の会計基準からさらにグレードがあがっている一方で、それぞれの法域におけると範囲についてはグローバルから後退している。もちろん、一方では新規

IFRS の開発は米国と共同しているため、静かに IFRS の米国基準化が進んでいるのかもしれない。

- 13 2015 年 3 月 4 日、日本経済新聞朝刊 1 面に「国際会計基準 100 社超へ 2 年で 4 倍」の見出しが躍った。記事によれば、「2013 年末に 25 社だった採用企業（予定を含む）は今年 2 月時点で 85 社」に増え、「年内にも 100 社を越す見通しで、主要企業の標準になる可能性」があると伝えていた。
- 14 実際、Michel Prada IFRS 財団会長は、2015 年 9 月 9 日にルクセンブルクで行われた Eurofi 金融フォーラムで、日本におけるこの 2 年での IFRS の任意採用は誰もが予期していたよりずっと速く進展していると述べている。Michel Prada, *Introductory remarks: The success criteria of global standards*, Sept. 2015, IFRS Website.